

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員給与規程、国立大学法人大阪大学任期付新年俸制教職員給与規程又は国立大学法人大阪大学任期付年俸制教職員(特任等教職員)給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 2 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 3 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

(給与の支給日等)

- 第4条 基本給は、毎月21日に支給する。ただし、21日が国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条第1項第1号から第3号までに規定する所定休日(以下この項において「所定休日」という。)に当たるときは、21日の直前の所定休日以外の日にこれを支給する。
- 2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
 - 3 賞与は、第19条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
 - 4 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
 - 5 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、夜間診療等手当、緊急診療等呼出手当、災害派遣医療等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
 - 6 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。
 - (1) 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - (2) 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の支給原則等)

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 共済組合保険料
 - (4) 雇用保険料
 - (5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から労働時間規程第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。

4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当又は災害派遣医療等手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第36条から第38条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表(別表第1)

ア 一般職基本給表(一)

イ 一般職基本給表(二)

(2) 教育職基本給表(別表第2)

ア 教育職基本給表(一)

イ 教育職基本給表(二)

(3) 医療職基本給表(別表第3)

ア 医療職基本給表(A)

イ 医療職基本給表(B)

(4) 指定職基本給表(別表第4)

2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(昇給)

第14条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものと

する。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第15条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第16条 教職員が就業規則第32条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第17条 教職員が現に受けている号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第18条 就業規則第17条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者の従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

- 第19条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項各号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
 - 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

- 第20条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。
- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

- 第21条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。
- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
 - 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第22条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

- 2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が基本給月額100分の4.5を超えるときは、基本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者を除く。)に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表(一)適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員(以下「管理職」という。)に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額を、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当及び第11条第4号に規定する指定職基本給表に定める指定職の基本給には、第38条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第1項第1号に規定する業務災害(以下この規程の第40条において「業務災害」という。)に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師免許証(医師法(昭和23年法律第201号)に規定するものに限る。以下同じ。)又は歯科医師免許証(歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定するものに限る。以下同じ。)を有する者に限る。)に対しては、月額51,100円を超えない範囲内の額を採用又は異動(以下「採用等」という。)の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、これを支給しない。

- 2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者(教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障がい者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を、前項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第27条 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

- 2 地域手当の月額、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	那珂郡東海村	100分の12
大阪府	大阪市、吹田市、豊中市、茨木市、枚方市、箕面市	100分の12

(住居手当)

第28条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。)に対して、これを支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあつては、算出単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の算出単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を算出単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、55,000円に算出単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

- (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあつては、次に掲げる教職員の区分に応じて、算出単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあつては、前2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算出単位期間のうち、最も長い算出単位期間につき、55,000円に当該算出単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

- (4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

- 2 通勤手当は、前項に規定する金額を算出単位期間で除して得た額を各月の第4条に定める日に支給する。

- 3 この条において「算出単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位とし

て別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。

4 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第30条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第31条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第32条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

(1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円

(2) 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第33条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第34条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガバスカルまで	210円
0.3メガバスカルまで	560円
0.3メガバスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第29条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴

う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第35条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(夜間診療等手当)

第35条の3 夜間診療等手当は、次項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員(教育職基本給表(一)の適用者にあつては、医師免許証又は歯科医師免許証を有するものに限る。)のうち医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が指定するものが、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる診療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次表に定める勤務の区分及び当該教職員に適用される基本給表に応じ、その勤務1回につき、同表に定める額とする。

勤務の区分	基本給表	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	教育職基本給表(一)	15,000円
	医療職基本給表(A)	4,500円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	教育職基本給表(一)	7,300円
	医療職基本給表(A)	2,200円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	6,400円
	医療職基本給表(A)	1,900円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	教育職基本給表(一)	4,400円
	医療職基本給表(A)	1,300円

(緊急診療等呼出手当)

第35条の4 緊急診療等呼出手当は、教職員(宿日直の業務に従事している者を除く。)のうち、教育職基本給表(一)の適用者であって医師免許証若しくは歯科医師免許証を有する者又は医療職基本給表(A)若しくは医療職基本給表(B)の適用者が緊急の呼出し(医学部附属病院長又は歯学部附属病院長が定めるものに限る。)を受け、所定の勤務時間以外の時間帯又は所定休日において診療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その呼出し1回につき5,000円とする。

(災害派遣医療等手当)

第35条の5 災害派遣医療等手当は、教職員が、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び大阪府災害救助法施行細則(昭和44年大阪府規則第48号)その他の関係法令に基づき災害派遣され、医療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、大阪府災害救助法施行細則第3条及び別表第2に定める日当額に準じ、これを改定するものとする。

3 前2項に規定するほか、災害派遣医療等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第36条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第37条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間

1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第38条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)。

(宿日直手当)

第39条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第39条の2 第23条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第40条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。)を受けたときは、これを控除した額)を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第41条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第42条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意

があったものとする。

(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)

- 3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第27条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。

(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)

- 4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第28条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)

- 5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)

- 6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(休職期間中の給与に関する経過措置)

- 7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第40条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。

(経過措置に係る支給日)

- 8 前5項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。

(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)

- 9 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)

- 10 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していたものについては、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第23条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。

(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)

- 11 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者を含む。)については、第6条及び第14条第1項の規定は適用しないものとする。

(入試手当に関する特例)

- 12 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。

(特別赴任手当に関する特例)

- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けていた別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第23条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員
(加給金額に関する経過措置)
- 9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。
(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)
- 10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)
- 11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)
- 12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第14条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。
- 13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。
(地域手当に関する経過措置)
- 14 第27条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機

関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として第23条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。
(管理職手当に関する経過措置)
- 3 第24条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員(以下「同一基本給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日において占めていた職責区分(以下「旧職責区分」という。)に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員) 同日にその者が受けていた管理職手当額
 - (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。) 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(その額を8で除した額)を同条第1項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第33条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成24年4月1日における号俸を1号俸(ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあつては、2号俸)上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。
(教職員の基本給等に係る特例)
- 2 第10条の規定による基本給の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、基本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第4項から第6項までの規定による基本給を含む。)から、当該基本給月額(教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まない。以下同じ。)に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割 合
一般職基本給表(一)	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表(二)	1～ 3級	100分の4.77
	4～ 5級	100分の7.77
教育職基本給表(一)	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表(二)	1～ 2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表(A)	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表(B)	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第24条の規定による管理職手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第27条の規定による地域手当の支給に当たっては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額(附則(平成18年4月1日施行)第15項の規定による地域手当の月額を含む。)から、次の各号に定める額を減ずる。
 - (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。
 - (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第40条の規定による休職期間中の給与の支給に当たっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。
 - (1) 第40条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
 - (2) 第40条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第40条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則
この改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成26年1月1日から施行する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
 - 2 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成26年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

- 附 則
(施行期日等)
- 1 この改正は、平成26年12月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(平成26年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
 - 2 平成26年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、平成27年1月1日から施行する。
(基本給月額に関する経過措置)
 - 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員で、その者が受ける第11条に規定する基本給月額が、切替日の前日において受けていた基本給月額(以下「暫定基本給月額」という。)に達しない者については、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第6項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
 - 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
 - 4 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
 - 5 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとする。
(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)
 - 6 前4項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第2項から第5項までの規定による基本給を支給することができるものとする。

る。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

- 7 平成27年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用するものとする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(平成27年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(平成28年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成28年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する経過措置)
- 2 第26条に規定する扶養手当は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、同条第1項の規定にかかわらず、同項ただし書を適用しない。
- 3 第26条第3項の規定にかかわらず、次の各号に定める期間においては、同項を当該各号に定めるものとそれぞれ読み替えて、これを適用するものとする。
 - (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1人につき10,000円、扶養親族たる子については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)とする。
 - (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。
 - (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(A)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円)、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(平成29年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日に昇給した教職員(その他これに準ずる者を含む。)の平成30年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成30年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第28条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
(平成31年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成31年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項本文の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。
(住居手当に関する経過措置)
- 3 第1項ただし書に規定する施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において改正前の第28条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める教職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第28条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第28条第1項に該当しないこととなる教職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第28条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
(災害応急作業等手当の廃止)
- 2 附則(平成23年11月28日施行、平成23年3月11日適用)第2項に規定する「当分の間」の措置は、令和3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和3年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(令和4年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 令和4年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項本文の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和5年12月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(令和5年4月1日からこの附則の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員については、前項の規定にかかわらず、当該基本給表の適用日からこの改正の適用を受けるものとする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、平成16年4月14日施行附則第12項の改正については、令和6年9月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この改正の施行日において、改正前の第29条第4項に規定する支給単位期間の残存期間がある場合、当該残存期間中、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 一般職基本給表(第11条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								

イ 一般職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	—	200,200	219,900	260,200	285,500
2	—	201,200	221,000	261,400	287,300
3	—	202,200	221,900	262,400	288,900
4	—	203,000	222,800	263,500	290,500
5	—	203,700	223,800	264,200	292,100
6	—	205,200	225,100	265,200	293,400
7	—	206,500	226,300	266,100	294,500
8	—	207,600	227,400	267,000	295,700
9	—	208,900	228,700	267,600	296,900
10	—	209,600	230,300	268,300	298,600
11	—	210,400	231,800	269,100	300,300
12	—	211,100	233,000	269,900	301,800
13	—	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

別表第2 教育職基本給表(第11条関係)

ア 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,500	23,800	25,400	30,000
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,800	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,200	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,600	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,900	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	231,000	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,800	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,600	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,200	285,100	339,800	387,100	460,100
25	238,000	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,100	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,100	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,100	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,600	318,300	366,700	409,800	491,000
40	263,100	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	269,900	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,400	323,400	378,300	419,400	504,100
47	272,900	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,200	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,400	325,600	382,800	423,600	509,400
50	275,900	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,400	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,000	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,500	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,300	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,800	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,500	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,300	336,800	404,800	438,500	531,400
66	285,900	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,700	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,400	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,800	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,700	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,400	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,900	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,800	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,700	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,500	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,300	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,200	351,600	416,900	453,100	
83	299,000	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,000	354,000	417,900	454,400	
86	300,800	354,600	418,300	454,800	
87	301,600	355,200	418,700	455,200	
88	302,400	355,800	419,100	455,500	
89	303,300	356,300	419,400	455,800	
90	303,900	356,700	419,800	456,100	
91	304,500	357,100	420,200	456,600	
92	305,100	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,300	358,300	421,200	457,500	
95	306,900	358,800	421,500	457,800	
96	307,500	359,200	421,800	458,100	
97	307,700	359,800	422,100	458,400	
98	308,200	360,300	422,500	458,900	
99	308,700	360,700	422,800	459,200	
100	309,200	361,200	423,100	459,500	
101	309,400	361,600	423,400	459,800	
102	309,800	362,100	423,800		
103	310,100	362,400	424,100		
104	310,600	362,800	424,400		
105	311,000	363,300	424,700		
106	311,300	363,700	425,000		
107	311,600	364,200	425,300		
108	311,900	364,700	425,600		
109	312,100	365,100	425,900		
110	312,500	365,600	426,200		
111	312,900	366,100	426,500		
112	313,300	366,500	426,800		
113	313,600	366,900	427,100		
114	314,000	367,300	427,400		
115	314,300	367,800	427,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
116	314,600	368,200	428,000		
117	314,900	368,600	428,200		
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			
121	316,300	370,200			
122	316,500	370,600			
123	316,800	371,100			
124	317,100	371,400			
125	317,400	371,800			
126	317,600	372,300			
127	317,900	372,800			
128	318,300	373,200			
129	318,600	373,600			
130	318,900	374,100			
131	319,300	374,600			
132	319,500	375,100			
133	319,700	375,600			
134	320,000	376,100			
135	320,300	376,600			
136	320,500	377,100			
137	320,800	377,600			
138	321,000	378,100			
139	321,300	378,600			
140	321,600	379,100			
141	321,900	379,600			
142	322,300				
143	322,700				
144	323,100				
145	323,300				
146	323,700				
147	324,000				
148	324,400				
149	324,600				
150	325,000				
151	325,300				
152	325,700				
153	325,900				
154	326,300				
155	326,700				
156	327,100				
157	327,300				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者(2級該当者は助教の職にあるものに限る。)については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表(二)

職務の級	1級	2級	3級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	201,700	234,600	290,700
2	204,200	236,700	293,300
3	206,900	238,600	295,700
4	209,500	240,500	298,000
5	212,300	242,400	300,300
6	215,100	244,100	302,600
7	217,900	245,700	304,900
8	220,700	247,300	307,100
9	223,500	249,300	309,200
10	226,000	251,600	311,700
11	228,600	253,900	314,100
12	230,900	255,900	316,500
13	233,100	257,900	318,700
14	234,700	260,200	320,700
15	236,400	262,400	322,700
16	237,900	264,600	324,400
17	239,600	266,700	326,600
18	240,900	269,500	328,800
19	242,100	272,300	331,000
20	243,300	275,000	333,200
21	245,000	277,600	335,100
22	246,800	280,200	337,600
23	248,600	282,700	339,900
24	250,300	285,100	342,500
25	251,900	287,500	344,900
26	253,700	290,000	347,400
27	255,600	292,400	350,000
28	257,400	294,900	352,600
29	259,000	297,300	354,900
30	260,600	299,400	357,200
31	262,200	301,400	359,400
32	263,800	303,400	361,600
33	265,400	305,200	363,800
34	267,000	307,300	365,500
35	268,500	309,400	366,900
36	269,800	311,300	368,300
37	270,800	313,100	370,000
38	272,200	314,700	372,100
39	273,600	316,200	374,100
40	275,000	317,600	376,100
41	276,300	318,800	378,100
42	277,400	320,700	380,000
43	278,300	322,300	381,800
44	279,100	324,300	383,600
45	280,000	326,000	385,100
46	280,800	327,900	386,800
47	281,400	330,000	388,600
48	282,100	332,000	390,500
49	282,800	334,000	391,400
50	283,300	336,100	393,100
51	283,700	338,100	394,700
52	284,200	340,100	396,300
53	284,700	342,100	397,300
54	285,200	343,300	398,900
55	285,700	344,500	400,400

職務の級	1級	2級	3級
56	286,200	345,700	402,100
57	286,700	347,100	403,400
58	287,600	348,900	405,000
59	288,500	350,600	406,600
60	289,500	352,300	408,100
61	290,400	353,900	409,300
62	291,600	355,600	410,900
63	292,600	357,200	412,400
64	293,600	358,800	413,900
65	294,500	360,500	415,300
66	295,400	362,200	416,200
67	296,300	363,900	417,100
68	297,300	365,400	418,000
69	298,000	366,900	418,900
70	298,700	368,600	419,900
71	299,400	370,200	420,900
72	300,100	371,800	421,700
73	300,800	373,100	422,400
74	301,700	374,700	423,200
75	302,600	376,100	424,100
76	303,400	377,700	425,000
77	304,100	379,300	426,000
78	304,900	381,000	427,000
79	305,700	382,500	427,900
80	306,500	384,100	428,800
81	307,200	385,500	429,500
82	308,000	386,900	430,400
83	308,800	388,400	431,300
84	309,600	389,900	432,100
85	310,000	390,900	433,000
86	310,700	392,200	433,800
87	311,400	393,600	434,600
88	312,300	395,000	435,500
89	313,200	396,100	436,200
90	314,000	397,200	436,700
91	314,700	398,200	437,300
92	315,400	399,300	437,700
93	316,000	400,100	438,200
94	316,700	401,200	438,700
95	317,300	402,300	439,100
96	317,900	403,200	439,500
97	318,300	404,100	439,700
98	318,700	405,000	440,100
99	319,100	405,900	440,400
100	319,400	406,800	440,700
101	319,700	407,600	441,000
102	320,000	408,600	
103	320,300	409,600	
104	320,600	410,600	
105	321,000	411,200	
106	321,500	411,900	
107	322,000	412,600	
108	322,400	413,200	
109	322,800	413,700	
110	323,300	414,100	
111	323,700	414,400	
112	324,200	414,700	
113	324,500	414,900	
114	325,000	415,200	

職務の級	1級	2級	3級
115	325,400	415,500	
116	325,800	415,800	
117	326,100	416,000	
118	326,500	416,300	
119	327,000	416,600	
120	327,500	416,800	
121	327,700	417,000	
122	328,100	417,300	
123	328,600	417,600	
124	328,900	417,800	
125	329,100	418,000	
126	329,400		
127	329,900		
128	330,300		
129	330,500		
130	330,900		
131	331,400		
132	331,800		
133	332,000		
134	332,400		
135	332,900		
136	333,200		
137	333,500		
138	333,900		
139	334,300		
140	334,700		
141	335,100		

別表第3 医療職基本給表(第11条関係)

ア 医療職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					

イ 医療職基本給表(B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

別表第4 指定職基本給表(第11条関係)

号俸	基本給月額
	円
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

別表第5(第23条関係)適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	2
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額(第23条関係)

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,300円

オ 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7 管理職手当額(第24条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額(円)
一般職基本給表(一)	7～8	I 種A	160,000
		I 種B	130,000
		II 種	110,000
	5～6	III 種	90,000
教育職基本給表(一)	5	II 種	300,000
		III 種	250,000
		IV 種	80,200
		V 種	66,800
		VI 種	42,800
	4	IV 種	68,800
		V 種	57,300
医療職基本給表(A)	5～8	IV 種	79,000
医療職基本給表(B)	5～7	II 種	102,000
		III 種	90,000
	4～5	IV 種	72,000

別表第8 医師等調整手当(第25条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	51,100
1年以上2年未満	51,100
2年以上3年未満	51,100
3年以上4年未満	51,100
4年以上5年未満	51,100
5年以上6年未満	51,100
6年以上7年未満	49,300
7年以上8年未満	47,500
8年以上9年未満	45,700
9年以上10年未満	43,900
10年以上11年未満	42,100
11年以上12年未満	40,300
12年以上13年未満	38,500
13年以上14年未満	36,700
14年以上15年未満	35,300
15年以上16年未満	33,900
16年以上17年未満	32,500
17年以上18年未満	31,100
18年以上19年未満	29,700
19年以上20年未満	28,300
20年以上21年未満	26,900
21年以上22年未満	26,300
22年以上23年未満	25,700
23年以上24年未満	24,700
24年以上25年未満	24,100
25年以上26年未満	23,500
26年以上27年未満	22,900
27年以上28年未満	22,300
28年以上29年未満	21,500
29年以上30年未満	21,200
30年以上31年未満	20,800
31年以上32年未満	20,200
32年以上33年未満	19,300
33年以上34年未満	18,400
34年以上35年未満	17,700
35年以上	0